

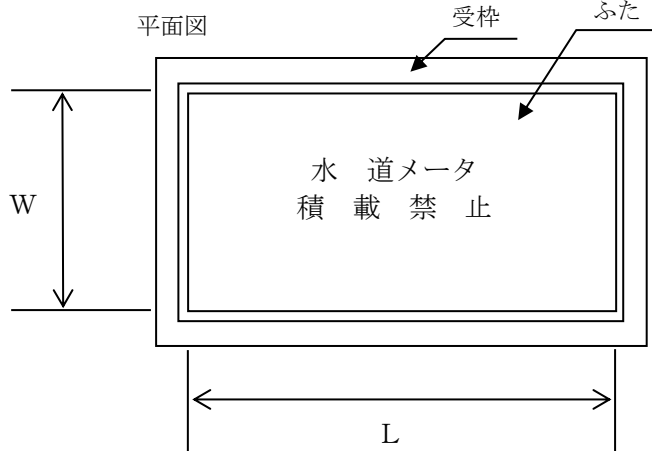
「メータ室ふた」仕様書の改定点

改 正【令和7年4月版】	現 行【平成18年12月版】	説 明												
東京都仕様 メータ室ふた 制定平成18年12月27日18水給給第249号 改定令和 7年 4月 1日 6水給給第437号 1 適用範囲 この仕様は、東京都水道局の給水装置において使用するメータを保護するメータ室ふたの仕様について規定する。 2 メータ室ふた メータ室ふたの種類は表－1のとおりとする。 表－1 メータ室ふたの種類<table><tr><th>メータ室ふたの種類</th><th>メータの適用口径</th></tr><tr><td>50 mm用</td><td>50 mm</td></tr><tr><td>75 mm～300 mm用</td><td>75 mm～300 mm</td></tr></table> 3 構造等 メータ室ふたは、次に定める構造基準等に適合し、メータの点検及び引換え作業に支障がなく、かつ、メータの機能に影響を及ぼすおそれがないものとする。 (1) メータ室ふたの寸法は4に定めるとおりとする。 (2) <u>メータ室ふたは、ふたに設けられた開口部、ふたと子ぶたの隙間及びふたと受枠の隙間から土砂等の流入がないよう配慮する。</u> (3) ふたの重量が過大になる場合は、長辺を等分するように分割する。 (4) ふたの開閉機構は、特別な工具を使用しなくても開閉できる構造とする。 (5) ふたは、金属探知機が容易に反応を示すものとし、交換可能な構造とする。 (6) ふたには、ふたの開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設ける (7) メータ室ふたは、5に定める検針用の子ぶたを設ける。 (8) メータ室ふたは、6に定める強度及び8に定める電波透過性を有し、耐久性に優れたものとする。 (9) メータ室ふたの表面には、滑り止め対策等を施すこととする。	メータ室ふたの種類	メータの適用口径	50 mm用	50 mm	75 mm～300 mm用	75 mm～300 mm	制定 18水給給第249号 平成18年12月27日 東京都仕様 メータ室ふた 1 適用範囲 この基準は、東京都の給水装置において使用するメータを保護するメータ室ふたの仕様について規定する。 2 メータ室ふた メータ室ふたの種類は表－1のとおりとする。 表－1<table><tr><th>メータ室ふたの種類</th><th>メータの適用口径</th></tr><tr><td>50 mm用</td><td>50 mm</td></tr><tr><td>75 mm～300 mm用</td><td>75 mm～300 mm</td></tr></table> 3 構造等 メータ室ふたは、次に定める構造基準等に適合し、メータの点検及び引き換え作業に支障がなく、かつ、メータの機能に影響を及ぼすおそれがないものとする。 (1) メータ室ふたの寸法は4に定めるとおりとする。 (2) ふたの重量が過大になる場合は、長辺を等分するように分割する。 (3) ふたの開閉機構は、特別な工具を使用しなくても開閉できる構造とする。 (4) ふたは、金属探知機が容易に反応を示すものとし、交換可能な構造とする。 (5) ふたには、ふたの開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設ける (6) メータ室ふたは、5に定める検針用の子ぶたを設ける。 (7) メータ室ふたは、6に定める強度を有し、耐久性に優れたものとする。 (8) メータ室ふたの表面には、滑り止め対策等を施すこととする。	メータ室ふたの種類	メータの適用口径	50 mm用	50 mm	75 mm～300 mm用	75 mm～300 mm	
メータ室ふたの種類	メータの適用口径													
50 mm用	50 mm													
75 mm～300 mm用	75 mm～300 mm													
メータ室ふたの種類	メータの適用口径													
50 mm用	50 mm													
75 mm～300 mm用	75 mm～300 mm													

4 メータ室ふたの寸法等
メータ室ふたの構造図は図－1 のとおりとし、各部の寸法は表－2 のとおりとする。（ただし、メータ引換えに支障のない開口部の小突起、角のR処理は除く。）

メータ室ふたの種類	開口部有効寸法 (単位mm)	
	L	W
50 mm用	720	520
75～300 mm用	980	600

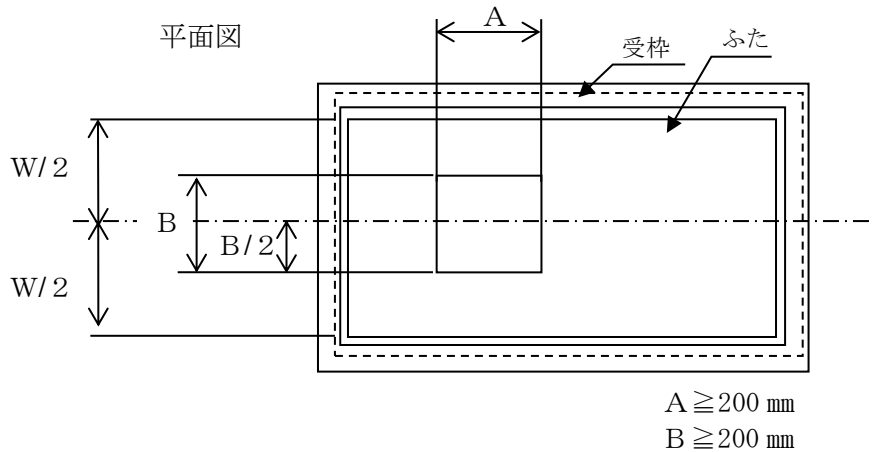
L、Wの許容差は－0 mm、＋は規定しない。



※ この図は寸法説明図であって、メータ室ふたの構造を規制するものではない。

図－1 メータ室ふたの構造図

- 5 検針用子ぶた
- (1) 子ぶたの寸法及び位置は、図－2 のとおりとする。なお、管軸方向の位置については、メータ検針等に支障のないようにする。
 - (2) 子ぶたの開閉機構は、特別な工具を使用しなくても開閉できる構造とし、ふた、子ぶたともにヒンジ式の場合は、子ぶたの開閉の方向はメータますのふたの開閉方向と反対とする。
 - (3) 子ぶたには、ふたの開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設ける。



※ この図は寸法説明図であって、メータ室ふたの構造を規制するものではない。

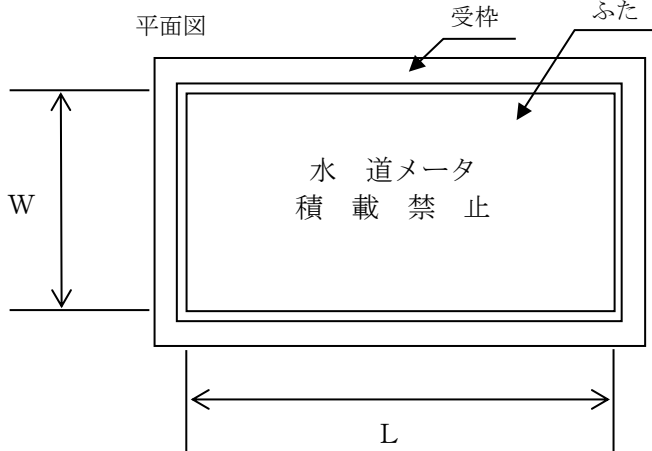
図－2 子ぶたの寸法及び位置

- 6 強度
- メータ室ふたの強度は次の基準に適合したものでなければならない。
- (1) 残留たわみ量
 - 7 (1) の試験で、残留たわみ量が 2 mm以下であること。
 - (2) 最大荷重

4 メータ室ふたの寸法等
メータ室ふたの構造図は図－1 のとおりとし、各部の寸法は表－2 のとおりとする。（ただし、メータ引換えに支障のない開口部の小突起、角のR処理は除く。）

メータ室ふたの種類	開口部有効寸法 (単位mm)	
	L	W
50 mm用	720	520
75～300 mm用	980	600

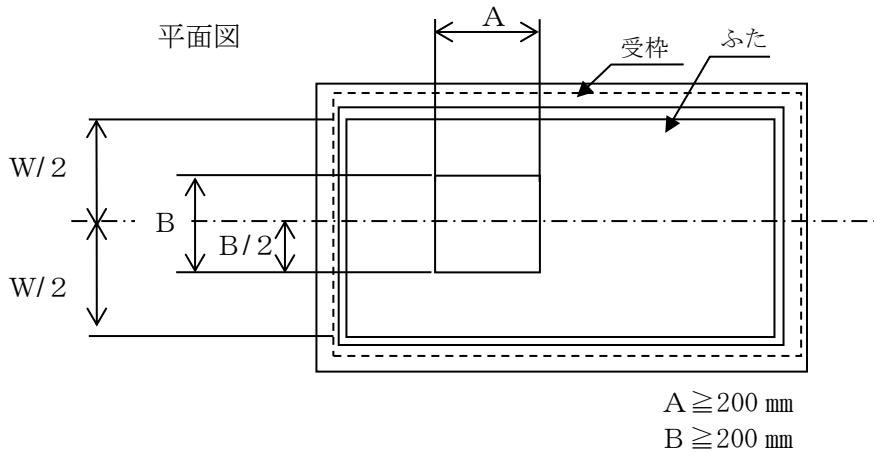
L、Wの許容差は－0 mm、＋は規定しない。



※ この図は寸法説明図であって、メータ室ふたの構造を規制するものではない。

図－1

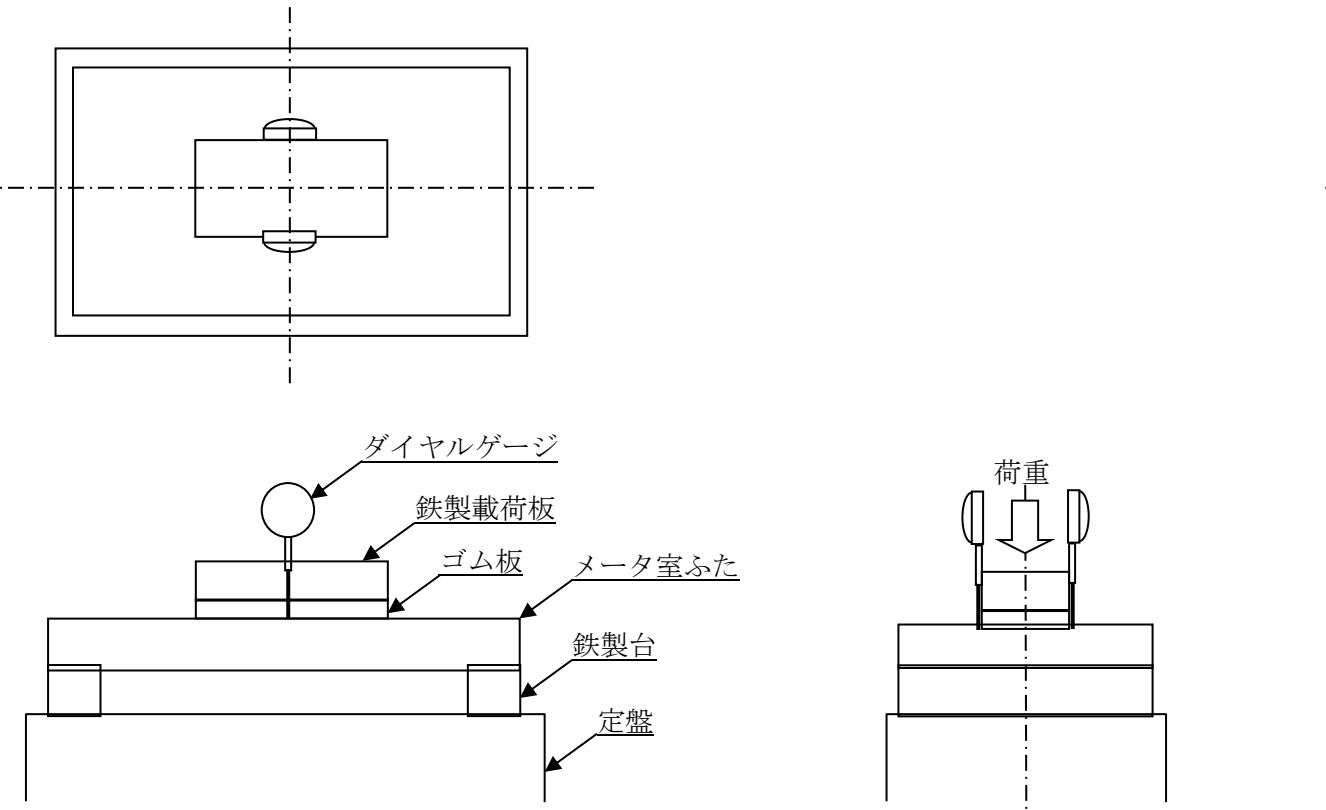
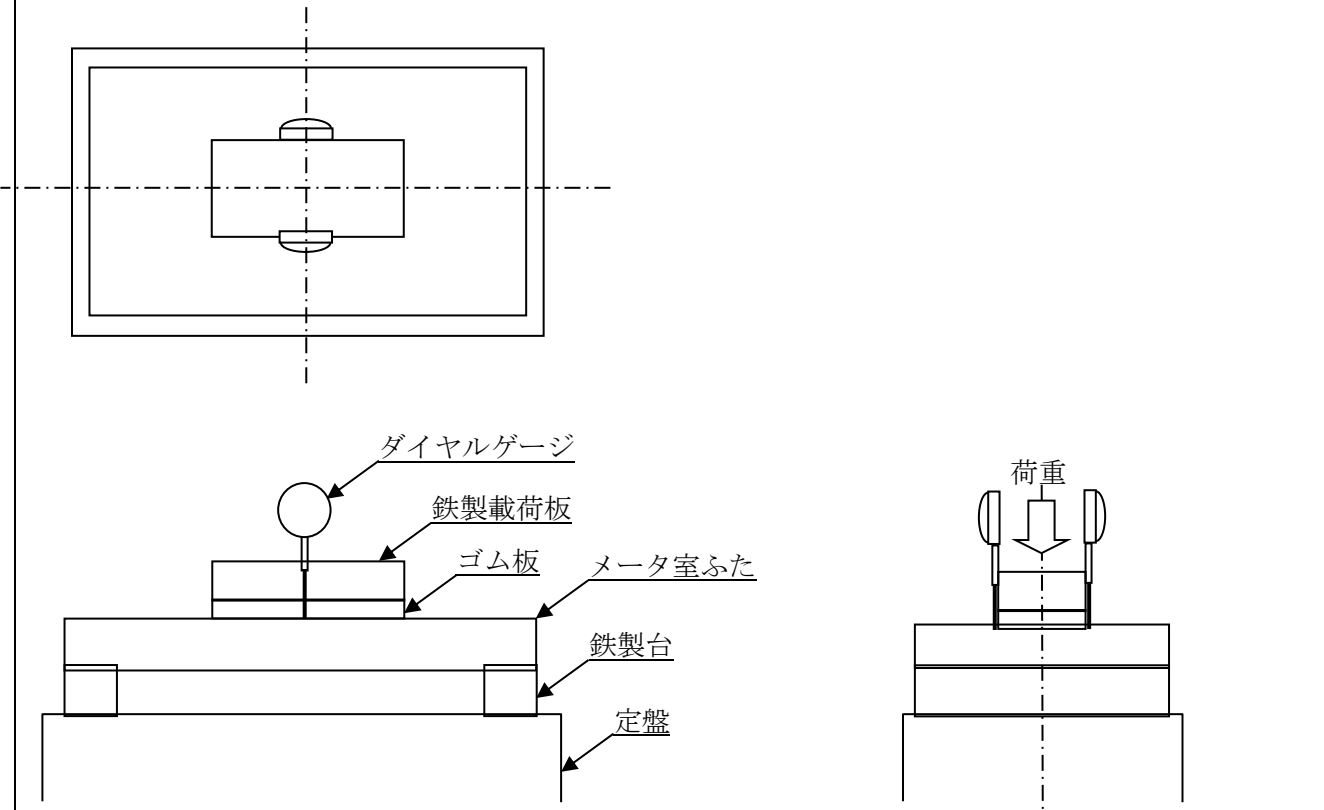
- 5 検針用子ぶた
- (1) 子ぶたの寸法及び位置は、図－2 のとおりとする。なお、管軸方向の位置については、メータ検針等に支障の無いようにする。
 - (2) 子ぶたの開閉機構は、特別な工具を使用しなくても開閉できる構造とし、ふた、子ぶたともにヒンジ式の場合は、子ぶたの開閉の方向はメータますのふたの開閉方向と反対とする。
 - (3) 子ぶたには、ふたの開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設ける。



※ この図は寸法説明図であって、メータ室ふたの構造を規制するものではない。

図－2 子ぶたの寸法及び位置

- 6 強度
- メータ室ふたの強度は次の基準に適合したものでなければならない。
- (1) 残留たわみ量
 - 7 (1) の試験で、残留たわみ量が 2 mm以下であること。
 - (2) 最大荷重

7 (2) の試験で、最大荷重が 60 k N以上であること。 7 静荷重試験 図－3 のように、メータ室ふたをガタツキのないよう試験機定盤上に載せ、ふたの上部中心に良質の板ゴム (200 mm×125 mm×6 mm) を敷き、その上に鉄製載荷板 (200 mm×125 mm×50 mm) を載せ、その長辺の中心縁直近のふたへ 2 個のダイヤルゲージを置いて鉛直方向に 9.0 mm/m i n の速さで荷重を加える。 ふたを分割した場合は、前記の載荷板を分割されたふたに等分にまたがるように載せ、ダイヤルゲージは各々のふたの載荷板長辺の中心縁直近に置く。 たわみ量は、二つのダイヤルゲージ指示値の平均値とする。 (1) 残留たわみ量 42 k N の荷重を加えた後、1 分間静置し、荷重を取り去り、1 分間経過後における残留たわみ量を測定する。 (2) 最大荷重試験 (1) の試験に続けて、60 k N まで荷重を加え、メータ室ふたに異状が発生しないことと、たわみ量が 15.0 mm 以下とする。  図－3 メータ室ふたの静荷重試験 8 電波透過性能 <u>ふたが金属製のメータ室ふたの電波透過性能は、9 の試験結果が (1) 若しくは (2) の一方又は両方に適合したものでなくてはならない。</u> <u>(1) 第 2 四分位数の最小値が -10dB 以上であること。</u> <u>(2) 第 1 四分位数の最小値が -25dB 以上かつ第 3 四分位数の最大値が +10dB 以上であること。</u> 9 電波透過性能試験 <u>(1) 試験装置</u> <u>「東京都仕様メータます」(令和 7 年 4 月、東京都水道局) 10 電波透過性能試験 (1) 試験装置を、「メータます」を「メータ室」に読み替えて使用する。</u> <u>(2) 周波数</u>	7 (2) の試験で、最大荷重が 60 k N以上であること。 7 静加重試験 図－3 のように、メータ室ふたをガタツキのないよう試験機定盤上に載せ、ふたの上部中心に良質の板ゴム (200 mm×125 mm×6 mm) を敷き、その上に鉄製載荷板 (200 mm×125 mm×50 mm) を載せ、その長辺の中心縁直近のふたへ 2 個のダイヤルゲージを置いて鉛直方向に 9.0 mm/m i n の速さで荷重を加える。 ふたを分割した場合は、前記の載荷板を分割されたふたに等分にまたがるように載せ、ダイヤルゲージは各々のふたの載荷板長辺の中心縁直近に置く。 たわみ量は、二つのダイヤルゲージ指示値の平均値とする。 (1) 残留たわみ量 42 k N の荷重を加えた後、1 分間静置し、荷重を取り去り、1 分間経過後における残留たわみ量を測定する。 (2) 最大荷重試験 (1) の試験に続けて、60 k N まで荷重を加え、メータ室ふたに異状が発生しないことと、たわみ量が 15.0 mm 以下とする。  図－3 メータ室ふたの静荷重試験	
--	---	--

「東京都仕様メータます」(令和7年4月、東京都水道局) 10 電波透過性能試験 (2) 周波数による。

(3) 計測

「東京都仕様メータます」(令和7年4月、東京都水道局) 10 電波透過性能試験 (1) 試験装置を、「メータます」を「メータ室」に読み替えて使用する。

計測に使用するメータ室は、参考図 表-1 メータ室寸法表のメータ室内を満足する空間を、(2)に定める全ての周波数の計測に影響が生じない、金属以外の任意の材料により確保し、その上に受枠、メータ室ふたを設置して構成する。(図-4)

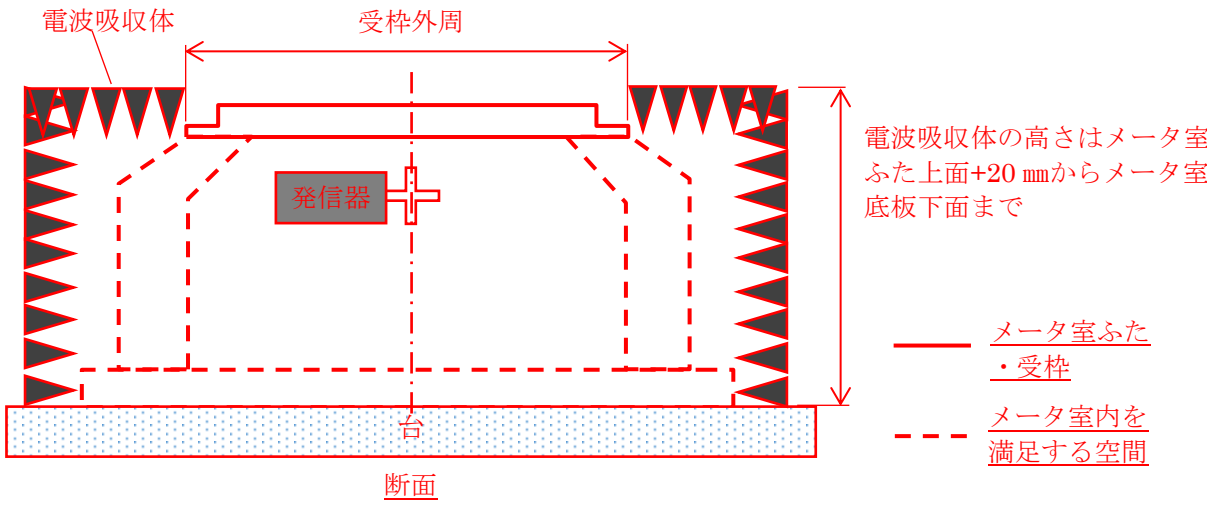


図-4 試験装置断面イメージ

(4) 電波透過性能の判定

「東京都仕様メータます」(令和7年4月、東京都水道局) 10 電波透過性能試験 (4) 電波透過性能の判定による。

10 表示

- (1) メータ室ふたの表面に、容易に消えない方法で記号及び文字を表示する。
 - ①水道用メータ室であることが、容易に確認できる文字
 - ②「積載禁止」の文字
- (2) ふたの裏面に、容易に消えない方法で製造業者の略号を表示する。

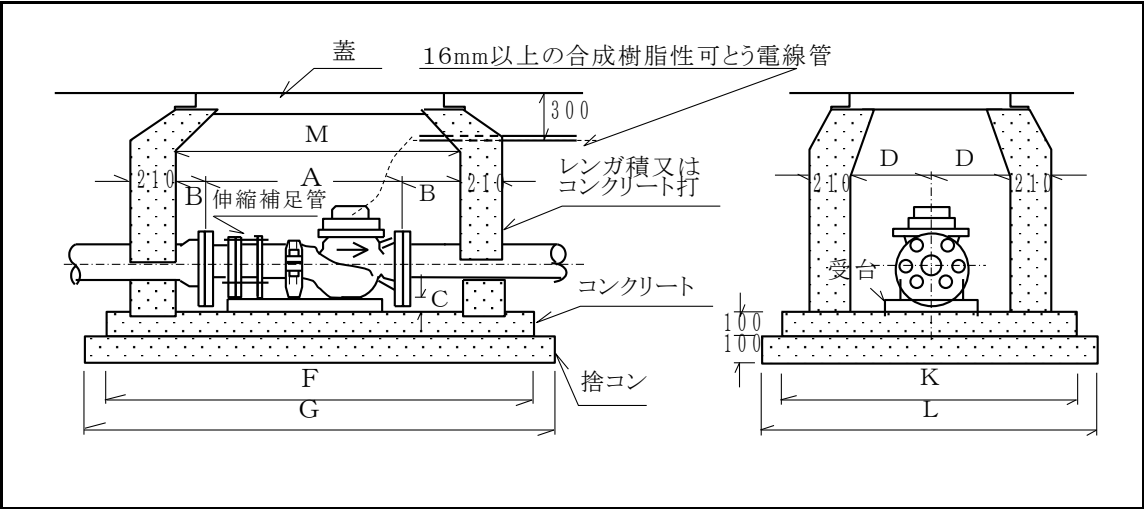
8 表示

- (1) メータ室ふたの表面に、容易に消えない方法で記号及び文字を表示する。
 - ①水道用メータ室であることが、容易に確認できる文字
 - ②「積載禁止」の文字
- (2) ふたの裏面に、容易に消えない方法で製造業者の略号を表示する。

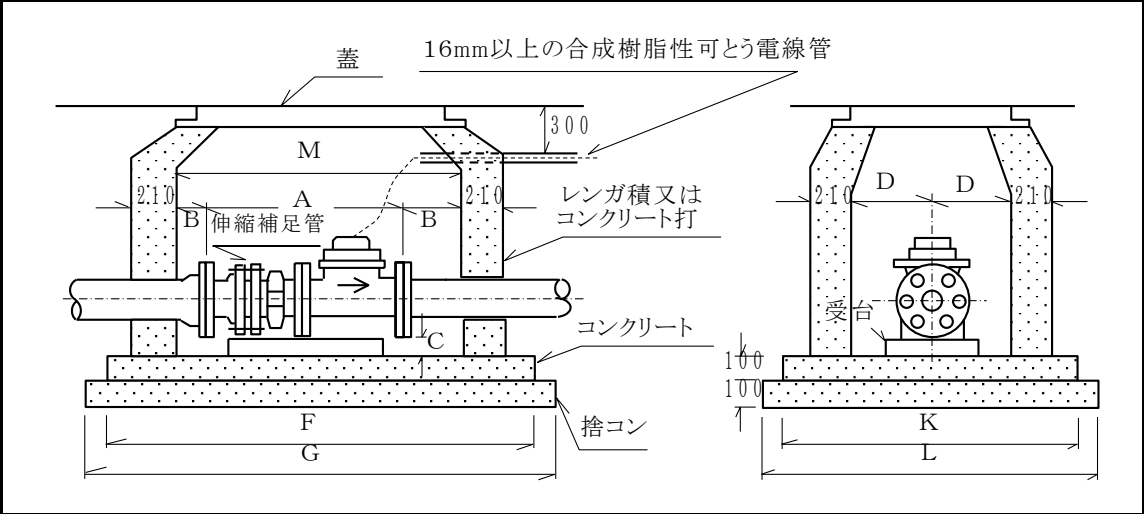
参考図

メータ室の標準構造

50～100mm用メータ室の標準構造（寸法は「表－1」参照）



150～300mm用メータ室の標準構造（寸法は「表－1」参照）



表－1 メータ室寸法表 (mm)

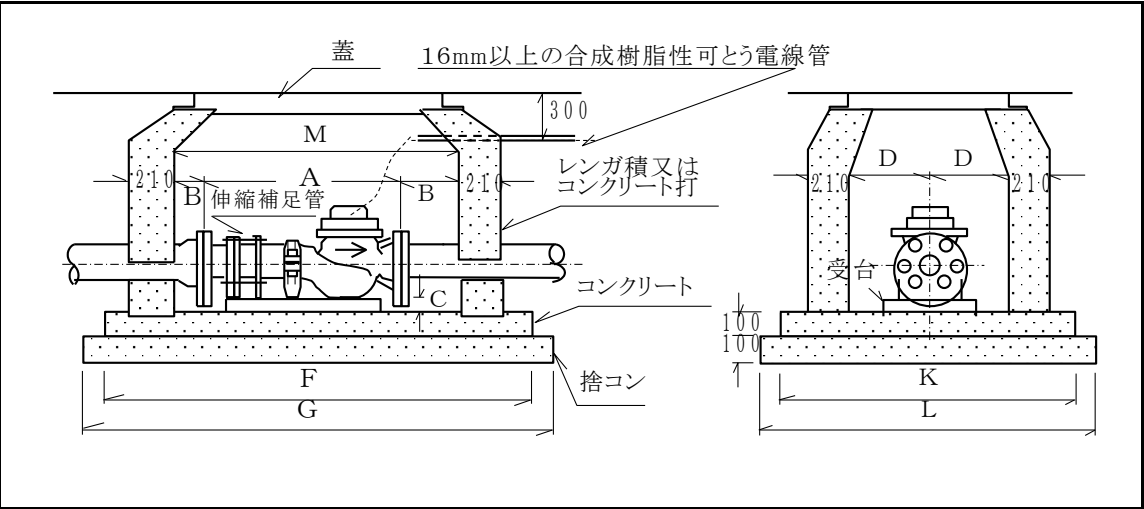
呼び径 記号	50	75	100	150	200	250	300
A(注)	560	630	750	1,000	1,160	1,240	1,600
B	170	175	175	200	250	300	350
C	60	70	70	100	110	120	130
D	350	350	350	400	450	500	550
F	1,360	1,540	1,660	1,960	2,220	2,400	2,860
G	1,480	1,660	1,780	2,080	2,340	2,520	2,980
K	1,140	1,240	1,240	1,340	1,440	1,540	1,540
L	1,260	1,360	1,360	1,460	1,560	1,660	1,660
M	900	980	1,100	1,400	1,660	1,840	2,300

※ Aの寸法は、メータ本体と補足管を合わせた全長を示したものであるため、パッキンの厚さを考慮すること。
なお、呼び径50mmにおいて、仕切弁Aを使用した場合のメータ本体と補足管を合わせた寸法は、420mmとなる（仕切弁の寸法が140mmであり、メータ本体と補足管を合わせて560mmとなる。）。

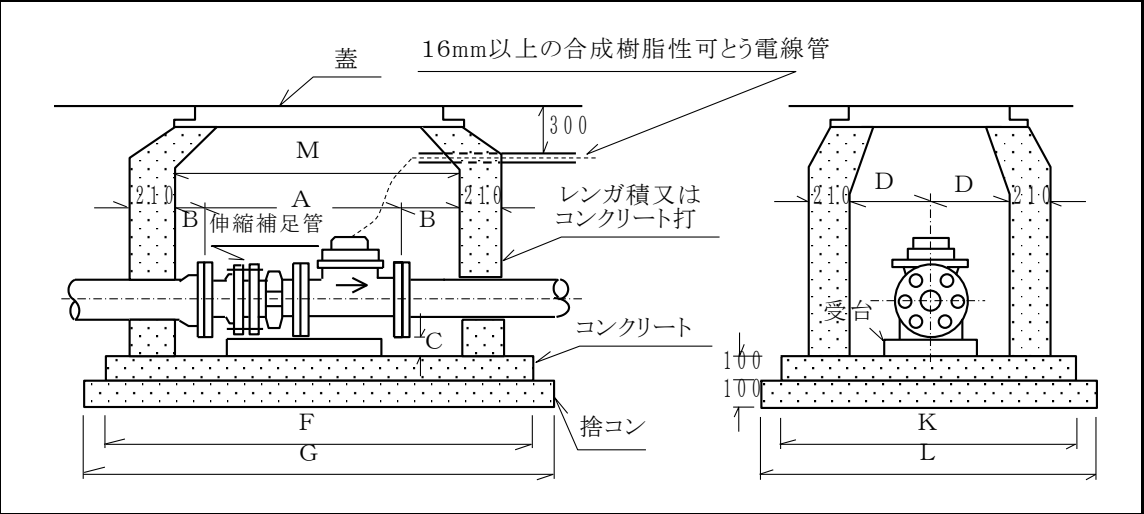
参考図

メータ室の標準構造

50～100mm用メータ室の標準構造（寸法は「表－1」参照）



150～300mm用メータ室の標準構造（寸法は「表－1」参照）



表－1 メータ室寸法表 (mm)

呼び径 記号	50	75	100	150	200	250	300
A(注)	560	630	750	1,000	1,160	1,240	1,600
B	170	175	175	200	250	300	350
C	60	70	70	100	110	120	130
D	350	350	350	400	450	500	550
F	1,360	1,540	1,660	1,960	2,220	2,400	2,860
G	1,480	1,660	1,780	2,080	2,340	2,520	2,980
K	1,140	1,240	1,240	1,340	1,440	1,540	1,540
L	1,260	1,360	1,360	1,460	1,560	1,660	1,660
M	900	980	1,100	1,400	1,660	1,840	2,300

※ Aの寸法は、メータ本体と補足管を合わせた全長を示したものであるため、パッキンの厚さを考慮すること。
なお、呼び径50mmにおいて、仕切弁Aを使用した場合のメータ本体と補足管を合わせた寸法は、420mmとなる（仕切弁の寸法が140mmであり、メータ本体と補足管を合わせて560mmとなる。）。